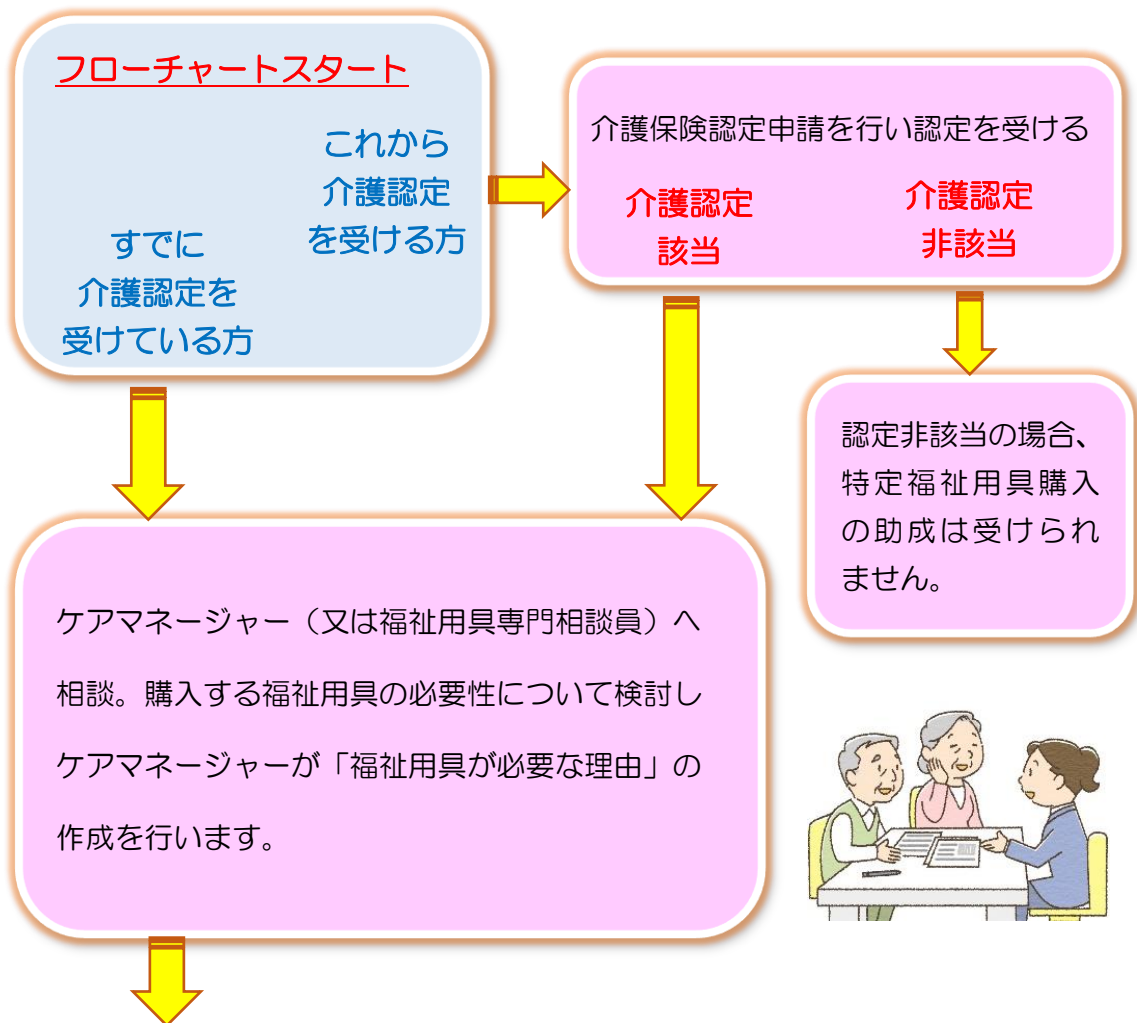
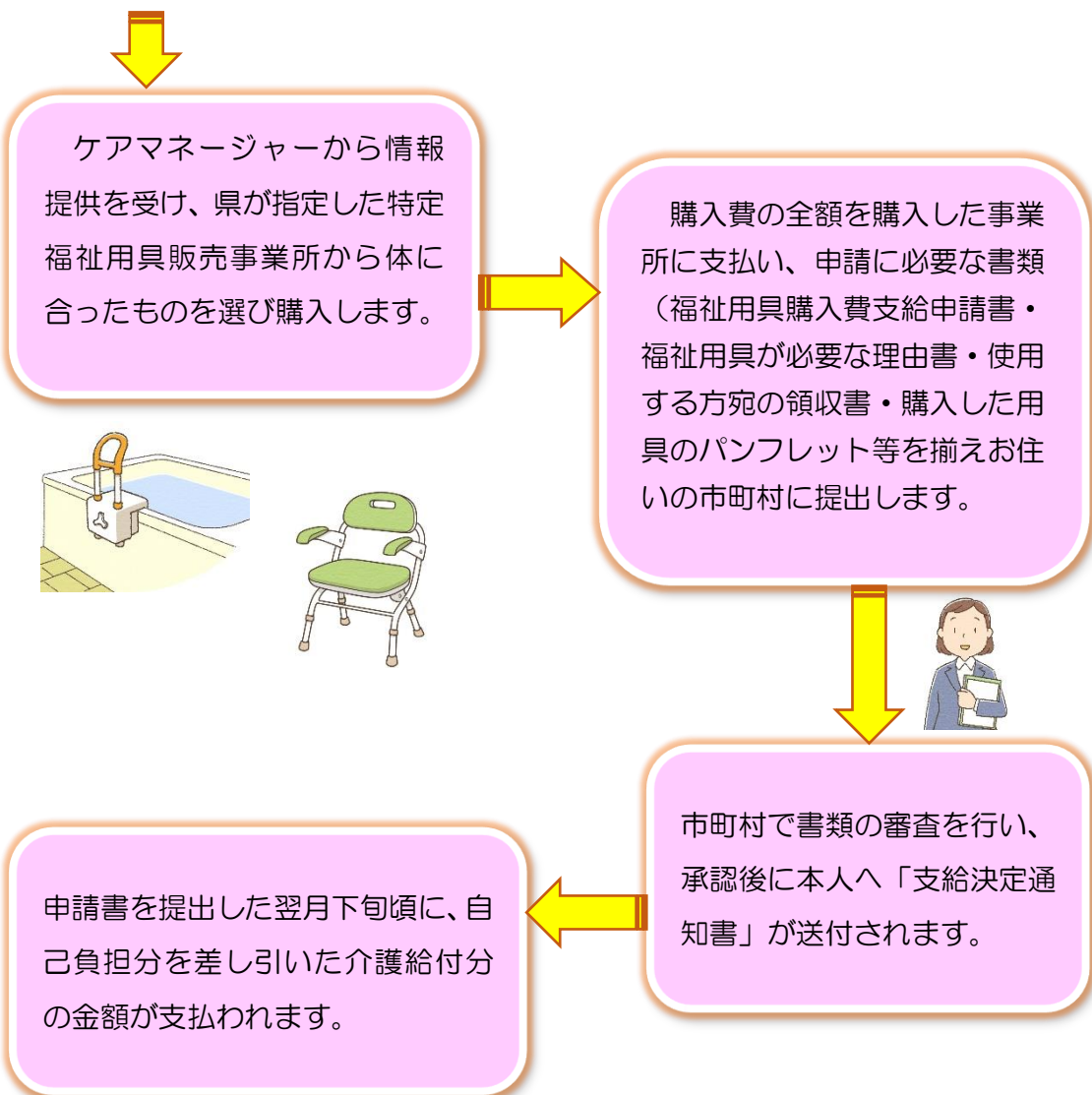


こんにちは、居宅介護支援事業所『ケアプランセンター  
なごみ』です。梅雨明けが待ち遠しい今日この頃、梅雨が明ければ夏本番がやってきます。今年の夏も暑くなると予報されているようです(' ' ;)水分をしっかり摂取して、暑い夏を乗り切っていきましょう。

さて、今回は『特定福祉用具購入』について、良く受ける質問や購入負担費用等についてご紹介しましたが、今回は実際に『福祉用具購入～介護保険費が支払われるまでの流れ』をフローチャートでご紹介します。





💡 **ここに注意** 💡

介護保険申請中に福祉用具の購入を行った場合、福祉用具購入申請は認定結果が出てから行う事となります。認定非該当な場合、特定福祉用具購入の助成は受けられない為注意が必要です。

また、入院中に相談し福祉用具を購入した場合の申請は、退院し購入した福祉用具を利用した後となります。（特定福祉用具購入が利用できるのは、在宅の方のみと決められている為、退院後は自宅に戻らず介護保険施設やグループホーム、介護付き有料老人ホームへ入居となった場合の申請は出来ません）

## 「その他の決まり事」

- ① 申請出来るのは、県から指定された特定福祉用具販売事業所から購入した福祉用具のみ。
- ② 申請期限は購入業者へ料金を支払ってから2年以内。
- ③ 福祉用具購入は限度額あり（4/1～翌年3/31の一年間で合計10万円）

※詳しくは前回ブログ「[特定福祉用具購入について](#)」をご覧ください。



福祉用具については、**正しい知識でその人の体に合った適切な用具を使用する事が大事**です。間違った使い方や、体に合っていない用具を使用する事で、思わぬ事故に繋がる可能性があります。



まずは専門職に相談して、福祉用具を使用しどのような事を改善したいのか、きちんと伝えることが大切です。適切な福祉用具を使用する事で、可能な限り自立した生活を維持し、より快適な生活を目指していきましょう。

次回は『[特定福祉用具貸与](#)』についてご紹介します。

最後まで読んでいただきありがとうございました。

